

I. 不正薬物等の密輸入動向

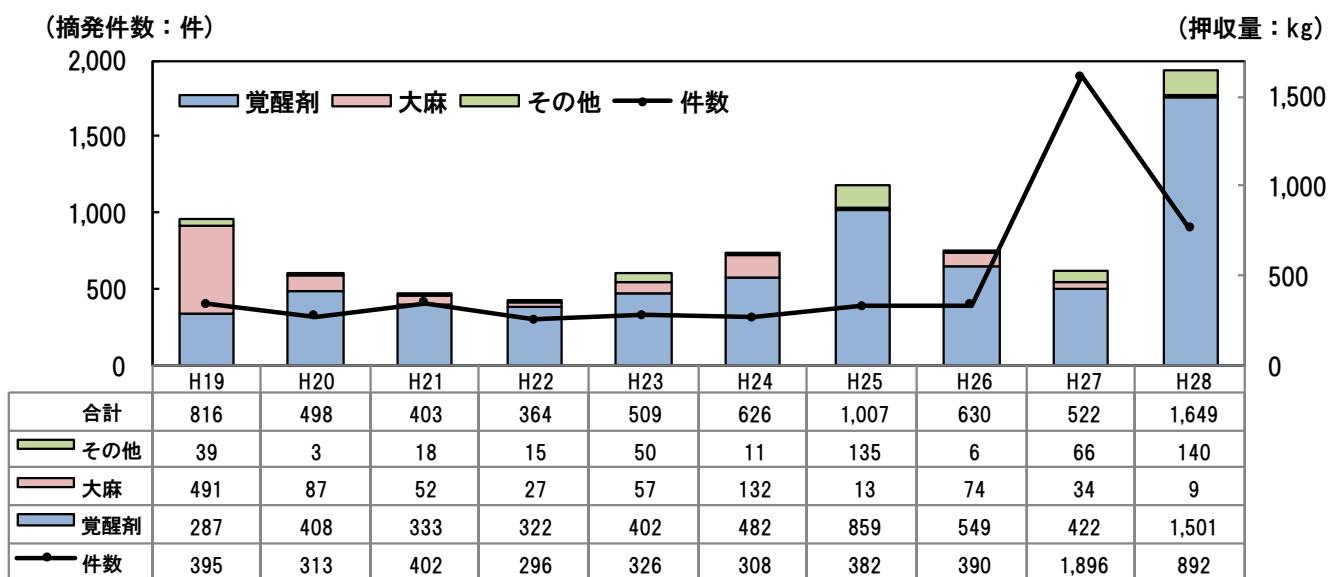
1. 不正薬物

平成28年の税関における不正薬物^{※1}全体の押収量^{※2}は約1,649kg（前年比約3.2倍）と大幅に増加し、平成11年の約2,186kgに次ぐ過去2番目を記録するなど、深刻な状況となっている。一方、摘発件数は892件（前年比53%減）と、指定薬物の大幅な減少を要因として前年から半減した。

※1 覚醒剤、大麻、あへん、麻薬（ヘロイン、コカイン、MDMA等）、向精神薬及び指定薬物をいう。

※2 錠剤型薬物を除いたもの。

〔図1：不正薬物の摘発件数と押収量の推移〕



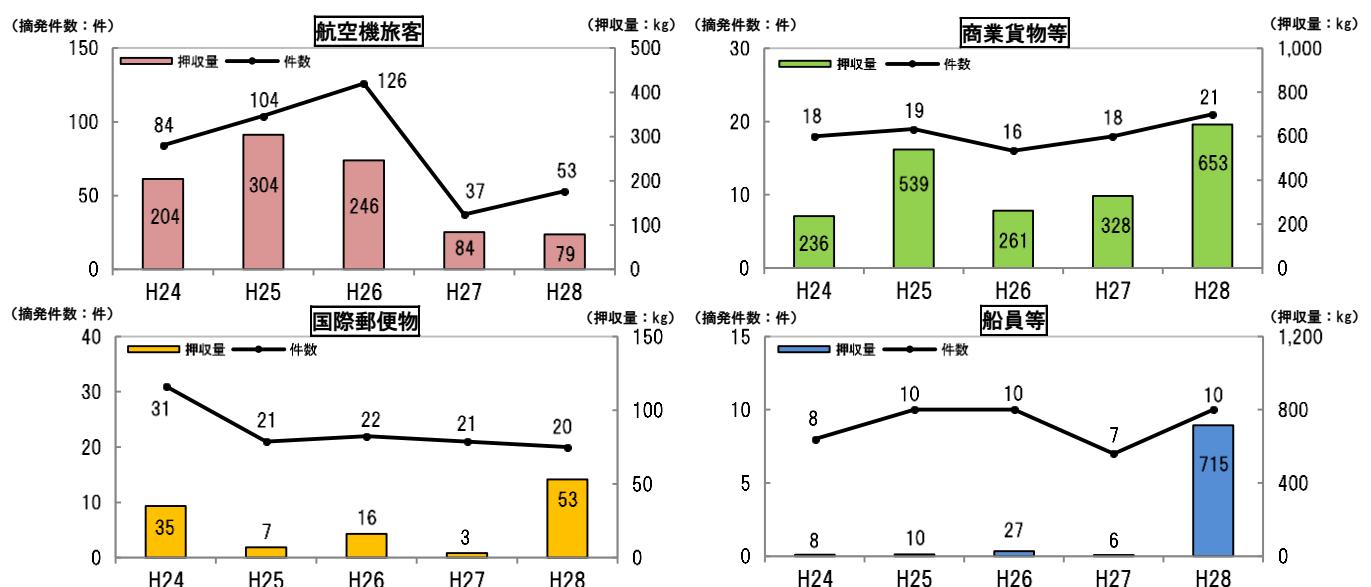
(注) その他とは、あへん、麻薬（ヘロイン、コカイン、MDMA等）、向精神薬及び指定薬物をいう。

（1）覚醒剤

覚醒剤の押収量は約1,501kg（前年比約3.6倍）と大幅に増加し、過去最高を記録した。押収した覚醒剤は、薬物乱用者の通常使用量で約5,003万回分、末端価格にして約1,050億5,500万円に相当する。また、摘発件数についても104件（前年比25%増）と增加了。

密輸形態別にみると、摘発件数については、航空機旅客による密輸入が53件（前年比43%増）と増加に転じた。押収量については、航空機旅客による密輸入を除くすべての形態で大幅に増加し、近年確認されていなかった洋上取引による事犯を2件摘発したことを含め、密輸手口の大口化が顕著となった。

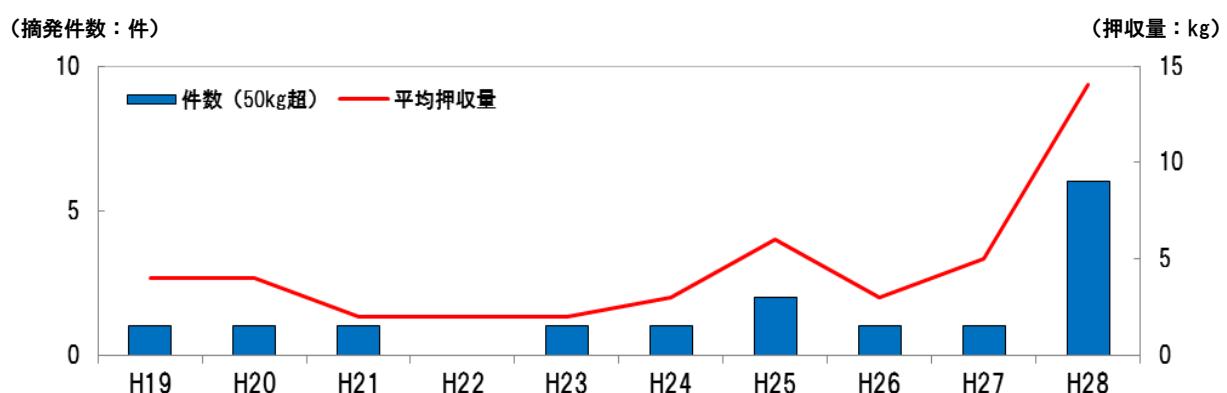
〔図2：覚醒剤の密輸形態別摘発件数・押収量の推移〕



【トピックス①密輸手口の大口化】

平成28年は、一度の押収量として過去最高となる約600kgの密輸入をはじめ、大口事犯を多数摘発した。押収量50kg超の事犯の摘発件数が6件と急増し、平成11年(7件)に次ぐ過去2番目を記録した。また、1件当たりの押収量は約14kg(前年比約2.8倍)に急増した。

〔図3：大口事犯の摘発件数と平均押収量の推移〕



(事例 1) 洋上取引 《過去最高の押収量》

那霸港に入港した外航ヨットに対する捜索において船底部及び客室床下に隠匿されていた覚醒剤約 600kgを摘発(平成 28 年 5 月沖縄地区税関)



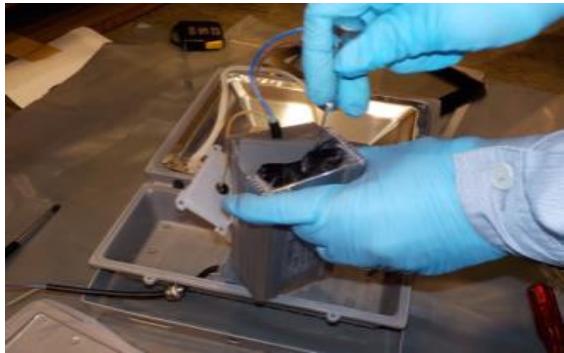
(事例 2) 洋上取引

東シナ海の海上において洋上取引され、徳之島の漁港に陸揚げされた覚醒剤約 100kgを摘発
(平成 28 年 2 月門司税関等 6 税関)



(事例 3) 海上貨物

中国から到着した海上貨物の検査において、LEDライトの駆動装置内に隠匿された覚醒剤約 150kgを摘発(平成 28 年 7 月東京税關)



(事例 4) 海上貨物

中国から到着した海上貨物の検査において、小石運搬機内に隠匿されていた覚醒剤約150kgを摘発
(平成 28 年 11 月 東京税関)



(事例 5) 海上貨物

台湾から到着した海上貨物の検査において、円柱形スクラップ内に隠匿されていた覚醒剤約 50kgを摘発(平成 28 年 8 月 横浜税關)



(事例 6) 国際郵便 《国際郵便における過去最高の押収量》

台湾から到着した海上小包郵便物の検査において、リュックサック内に隠匿されていた覚醒剤約 35kgを摘発(平成 28 年 8 月 横浜税關)



【トピックス②密輸仕出地の局地化と台湾の台頭】

摘発件数を密輸仕出地別にみると、中国が34件（前年比21%増）と6年連続で最も多く、続く台湾が16件（前年比4倍）と大幅に増加した。押収量についても中国が約1,049kg（前年比約10.1倍）と最も多く、メキシコが約260kg（前年比16%増）、台湾が約104kg（前年比約2.3倍）と続いた。

摘発件数上位5か国・地域の構成は前年から変化なく、押収量については上位3か国・地域で全体の9割以上を占めるなど、密輸仕出地の局地化が見られた。また、台湾を仕出地とする密輸入が摘発件数・押収量とも大幅に増加した。

台湾からの密輸入についてみると、航空機及び船舶の入国旅客による密輸入が12件と大半を占め、その半数以上は若年層（20～30代）の男性によるものだった。また、隠匿手口の内訳は、体に巻きつける等の身辺隠匿が9件、携帯品への隠匿が3件であった。

〔図4：覚醒剤の密輸仕出地別摘発件数（上位5か国・地域）〕



〔図5：覚醒剤の密輸仕出地別押収量（上位5か国・地域）〕



（事例7）船舶旅客

台湾からクルーズ船を利用し那覇港に到着した台湾人男性2名の携帯品検査において、体に巻きつけて隠匿されていた覚醒剤計約7kgを摘発

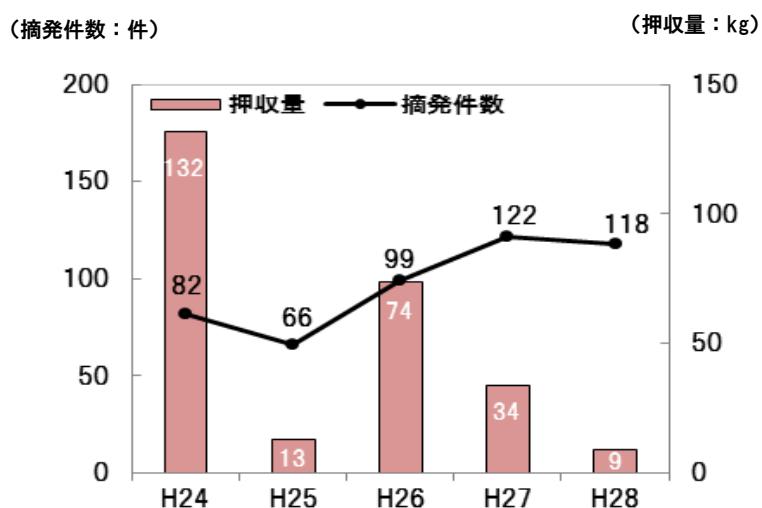
（平成28年12月沖縄地区税関）



(2) 大麻

大麻の押収量は約9kg（前年比75%減）と大幅に減少し、過去最低となった。摘発件数は118件（前年比3%減）と、過去2年続いた増加傾向が止まったが、引き続き高水準となった。また、1件当たりの平均押収量は約74g（前年比74%減）と密輸手口の小口化傾向が強まった。

[図6：大麻の摘発件数と押収量の推移]



(3) 麻薬

麻薬の押収量は約121kg（前年比約4.6倍）と大幅に増加し、平成25年（約135kg）に次ぐ過去2番目を記録した。一方、摘発件数は182件（前年比15%減）と前年から減少した。

押収量の大幅な増加は、9月に横浜税関において海上貨物からコカイン約95kgを摘発したことによる。

(4) 指定薬物

指定薬物^{※3}の摘発件数は477件（前年比67%減）と大幅に減少したが、不正薬物全体の摘発件数の半数以上を占め、引き続き高水準となった。押収量は約19kg（前年比53%減）と半減した。

※3 指定薬物は、平成27年4月に「輸入してはならない貨物」に追加された。同年の不正薬物全体の摘発件数は1,896件と、過去最高を記録したが、指定薬物の摘発件数(1,462件)がその約8割を占めた。

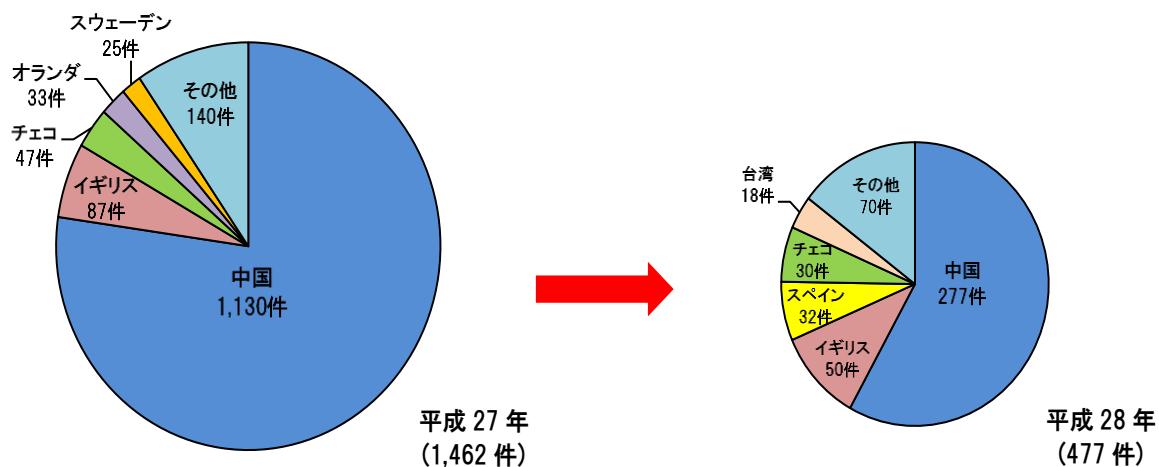
薬種別にみると、亜硝酸イソブチル等の亜硝酸エステル類が約7割と大半であった。亜硝酸エステル類の多くは9ml程度の小瓶入りの液体であり、蓋を開けて気化したものをお吸引して体内に摂取する方法で乱用されるものである。

密輸形態については、国際郵便物を利用した密輸入が約9割を占めた。また、密輸仕出地については、中国からの密輸入が約6割を占め、引き続き最多となつた。

[図7：亜硝酸エステル類の例]



[図8：指定薬物の仕出地別摘発件数]



2. 銃砲

平成28年の銃砲の摘発件数は、4件（前年比20%減）、押収量は4丁（前年比20%減）と、いずれも減少した。なお、摘発した銃砲はすべて拳銃であった。